

民間活力導入範囲のイメージ

民間活力導入事業[現時点での想定]		項 目		事業手法・範囲等		「資料 4 土地利用の基本的な考え方について」に示すゾーン名
1. 久江住宅及び芹川住宅建替事業→公営住宅 30 戸(建替後戸数)の整備		事業手法(案)	建物	BT0 方式		町営住宅建替ゾーン
			本 体 建 物 以 外 の 事 項	①附属施設・駐車場・団地内広場・外構等の整備		
				②道路、上水道、下水道：事業対象用地(団地敷地)内、及び事業対象用地周辺(周辺地区の既設インフラを切替える場合)		
				③事業対象用地内の広場・緑地の整備		
2. 町有地(公的不動産)活用事業		※旧滝尾小学校余剰地および旧体育館等の活用				
(1) 公民複合機能施設整備→子育て支援施設等(屋内スポーツ施設)	事業手法(案)	土地	町所有		子育て支援・健康増進ゾーン	
		建物	コンセッション方式 町が施設等を改修、民間が管理・運営・維持。			
		本 体 建 物 以 外 の 事 項	①附属施設・駐車場・外構等の整備			
			②道路、上水道、下水道：事業対象用地内			
			③事業対象用地内の広場・緑地の整備			
民間事業	民間のアイディア、ノウハウ、事業手法による民間事業実施(町内居住者の施設使用料については町が補填)					
(2) 民間事業	事業手法(案)	土地	定期借地権		民間事業ゾーン	
		建物	民間のアイディア、ノウハウ、事業手法による民間事業実施			
		本 体 建 物 以 外 の 事 項	①附属施設・駐車場・外構等の整備			
			②上水道、下水道：事業対象用地内、及び事業対象用地周辺(事業対象用地から接続する本管を含む)			
			③道路：事業対象用地内、及び事業対象用地周辺(事業対象用地から接続する市道を含む)			
			④事業対象用地内の広場・緑地の整備			
3. 入居者移転等支援事業		久江住宅及び芹川住宅現入居者の移転等に係るサービス提供 ・民間賃貸住宅・引越業者等のリストアップと斡旋 ・各種契約手続き等の支援				
4. 町営住宅指定管理		町営住宅の管理委託 ・久江住宅及び芹川住宅：契約締結後 30 年間 ・その他町営住宅：契約締結後 5 年間				